

各省庁から令和4年度の概算要求が公表されましたのでお知らせいたします。

来年度も「省エネ関連補助金」は、継続して要求されています。

令和4年度概算要求

★：ステップアップNEWS発行予定の事業です。ただし、状況により変更する可能性があります。

経済産業省

事業名	令和4年度概算要求額 (令和3年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	350億円 (325億円)	継続	○	○	-	-	○
★ 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	89億円の 内数 (83.9億円の内数)	継続	-	○	-	○	○
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	50.5億円 (42億円)	継続	○	○	-	○	○
災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	15.3億円 (9.1億円)	継続	○	○	-	○	○

環境省

事業名	令和4年度概算要求額 (令和3年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業							
★ 新築建築物のZEB化支援事業※ ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業 ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	100億円の 内数 (60億円の内数)	継続	-	○	-	○	-
★ 既存建築物のZEB化支援事業※ ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業 ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業			-	○	-	-	○
★ 既存建築物における省CO2改修支援事業			-	○	-	-	○
民間建築物等における省CO2改修支援事業			-	○	-	-	○
★ 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業			-	○	-	-	○
★ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）	40億円 (40億円)	継続	○	○	-	-	○
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	100億円 (50億円)	継続		公共施設		○	○
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	200億円	新規		公共施設			詳細不明
★ グリーンカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業	10億円	新規		詳細不明			

※ 令和4年度から「新築建築物」と「既存建築物」の2つに事業が区分されます。それぞれに「レジリエンス強化型ZEB実証事業」
「ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」があり、要件や補助率等が異なります。

国土交通省

事業名	令和4年度概算要求額 (令和3年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 環境・ストック活用推進事業	87.98億円 (74.94億円)	継続	-	○	-	-	○

※本資料は、各省庁公表の令和4年度概算要求資料を基に作成しております。令和3年度の公募内容と異なる場合があります。

★：ステップアップNEWS発行予定の事業です。ただし、状況により変更する可能性があります。

★先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

経産省

要求額:350億円

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和4年度概算要求額 350.0億円 (325.0億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 補助(1/2,1/3,定額)

国 → 民間企業等 → 事業者等

事業イメージ

(A)先進事業

「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】

(B)オーダーメイド型事業

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。

【設計書】

(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。

対象設備 (例)

設備更新
冷凍・冷蔵設備

【空調】 【業務用冷蔵庫】 【射出成形機】

(D)エネマネ事業

エネマネ事業者等 (※) の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。

※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

令和4年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

★経産省ZEB実証事業

(住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 ZEB実証事業)

経産省

要求額:89.0億円の内数

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和4年度概算要求額 89.0億円 (83.9億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビル等のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進します。

- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH：ゼッチ) の実証支援
需給一体型を目指したZEHモデルや、超高層の集合住宅におけるZEHの実証等により、新たなモデルの実証を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB：ゼブ) の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物 (新築：1万m²以上、既築：2千m²以上) について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します

成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、令和12年度省エネ見通し (5,030万kl削減) 達成に寄与します。
- 令和12年度までに新築住宅の平均でZEH実現と新築建築物の平均でZEBを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 補助 (①戸建：定額, 集合：2/3以内 ②2/3 ③1/2)

国 → 民間企業等 → 事業者等

事業イメージ

①需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ

太陽熱給湯、太陽光発電、電力需の把握、EV充電設備、蓄電池、燃料電池、制御機能

…4要素のうち1要素以上を採用(次世代ZEH+の要件)

②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ

フルークーリングシステム、さらなる再エネ活用、高効率空調、デシカント空調システム、高効率照明、外気負荷削減、外気性能の向上、地中熱利用の高度化、高効率熱源、コーシェネレーション設備の高度化

③次世代省エネ建材の実証のイメージ

高断熱ドア、断熱パネル、既存壁、断熱材、蓄熱材、調湿材、ドアの断熱改修、工期を短縮して断熱改修、断熱や調湿による消費エネルギー低減

令和4年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

LPガス災害バルク補助金

(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)

要求額:50.5億円

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和4年度概算要求額 50.5億円 (42.0億円)

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
政課課

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要なインフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助(定額) → 民間団体等 → 補助(2/3、1/2等) → 民間企業等

事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進

社会的重要なインフラ

商業施設 公共施設

多数の避難者、避難困難者が発生する施設

自治体における防災の拠点となる施設

LPガスタンク 石油タンク 附帯設備

令和4年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和4年度概算要求額 15.3億円 (9.1億円)

要求額:15.3億円

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
ガス市場整備室

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和4年度は78箇所、事業終了の令和7年度までに780箇所への設備導入を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助(定額) → 民間企業等 → 補助 → 民間企業等

・大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設、天然ガスステーションの整備 1/2
・上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設1/3

事業イメージ

ガス製造事業者のLNG基地等

ガス導管

民間事業者等

<災害時にも対応可能な天然ガス利用設備>

ガスジョーネレーションシステム ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン ディスペンサー、圧縮機等

<補助対象>
中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所・防災上中核となる施設・天然ガスステーション等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う民間事業者等。

令和4年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

★新築建築物のZEB化支援事業 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

要求額:100.0億円の内数

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業 ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業①2/3~1/2 (上限5億円) ②3/5~1/3 (上限5億円)
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

★既存建築物のZEB化支援事業 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業

要求額:100.0億円の内数

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい。既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）ZEBの更なる普及拡大のため、既存ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3 (上限5億円))
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

★民間建築物補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (既存建築物における省CO2改修支援事業 民間建築物等における省CO2改修支援事業)

環境省

要求額:100.0億円の内数

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業 (一部国土交通省連携)
- ①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行うつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
 - ②テナントビルの省CO2改修支援事業 (国土交通省連携事業)：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書 (グリーンリース (GL) 契約等) を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点
- ③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

4. 補助対象

補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
① 建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限 5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
② テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用 (設備費等) (補助上限 4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③ 空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用 (設備費等) (補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/3)
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業

環境省

要求額:100.0億円の内数

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



国立公園内利用施設等の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①国立公園内の公園利用施設 (宿舍事業施設等) 等の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

- (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業
- 国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設や温泉供給施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。
- 補助対象者：国立公園事業者 (宿舍事業者、休憩所事業者、博物館施設事業者、案内所事業者等)、温泉供給事業者等
 - 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設、温泉供給施設 ※温泉供給施設は国立公園外を含む
 - 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ (太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等) 設備導入、EV充放電設備導入、温泉供給設備省CO2改修等 (設備費等)。費用対効果で上限あり。) ※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。国立公園外施設には温泉供給設備の省CO2改修のみ支援。
 - 補助対象要件：インバウンド対応 (補助対象外)、15%以上のCO2削減

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2 (太陽光発電設備のみ1/3))
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278 環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 電話：03-5521-8280

4. 事業イメージ

導入補助

省CO2設備、再エネ設備等
【例】 空調 給湯 太陽光発電

補助率 1/2
※太陽光発電設備は1/3

【例】 トイレ 和洋室 洋式化 整備

【補助要件】 インバウンド対応の改修も実施。(補助対象外経費) ※訪問者向けサービスを行っていない温泉供給施設を除く

2025年までに、国立公園の国内利用者・訪日外国人利用者数をコロナウイルスによる影響前までに回復

国立公園の脱炭素化・推進

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

★ SHIFT事業

(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)

環境省

要求額:40.0億円

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和4年度要求額 4,000百万円 (4,000百万円)】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 2030年削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

2. 事業内容

- ① 脱炭素化促進計画策定支援 (補助率: 1/2、補助上限 100万円)
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO2排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② 設備更新補助 (補助率: 1/3)
 - A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限1億円)
工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減
 - B. 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限5億円)
 - i) 電化・燃料転換
 - ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減
 - iii) CO2排出量を30%以上削減
- ③ 目標遵守状況の把握、事例分析等
参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～②間接補助事業 (①補助率1/2、②補助率1/3)、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話: 0570-028-341

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

環境省

要求額:100.0億円

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度要求額 10,000百万円 (5,000百万円)】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害や感染症に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①: 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム(CGS)並びにそれらの附帯設備(蓄電、充電設備・充電設備、自営線、熱導管等)等を導入する費用の一部を補助※1。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル(例: エネルギーサービス、リース・ESCO等)を採用した場合等に優先採択。
 - ※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市: 1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3 (注) 共同申請する民間事業者も同様
 - ※2 EVについては、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。
- ②: ①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2 (上限: 500万円/件)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等(エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定)
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



お問合せ先: 環境省大臣官房環境計画課 電話: 03-5521-8233

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

New 環境省
要求額:200.0億円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和4年度要求額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、集中的・重点的に支援するため、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、合わせて、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等（事業メニュー）

再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

2. 重点対策に取り組む地域への支援

（交付要件）

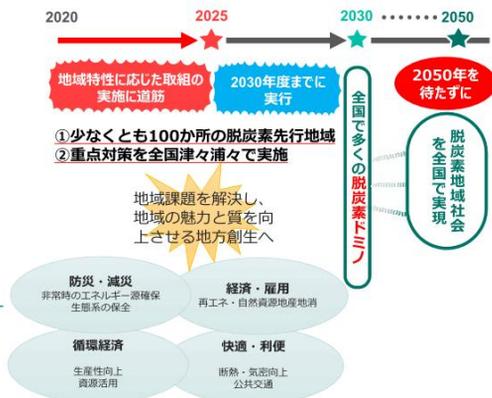
地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策を先進的*に実施

* 先進的の例：国基準や国目標を上回るレベルの対策、複数の重点対策の組み合わせ等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率3/4～1/2等）
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話：03-5521-8233

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

★グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減 比例型設備導入支援事業

New 環境省
要求額:10.0億円

グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和4年度要求額 1,000百万円（新規）】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現する。

1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

2. 事業内容

①-1 中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2*（円） * 高機能換気導入は7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2（円）

*CO2削減量は、環境省指定の診断機関によるCO2削減余地の事前診断による導入設備等による施設単位の2019年比のエネルギー起源CO2。中小企業に診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、令和5年1月末までに導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※付帯申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替、外部設置等

①-2 空調等とセットで高機能換気を導入する場合、費用対効果の高い順に補助（2/3）

② 本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和4年度環境省重点施策集より抜粋

■ 補助事業活用のスケジュール



申請期間は約1か月程度と短いため、事前に準備を進めることが重要です。

■ 申請までのステップ（補助事業申請準備期間にやるべきこと）



改修する設備が決まれば、まずは省エネ計算。最適な補助事業を選定しましょう。

■ 省エネ計算に必要な資料

- ① エネルギー使用量実績 ※電気・ガス・油（ガソリン・灯油・A重油・軽油等）の使用明細
 - ◎ 直近1年分のエネルギー明細をご用意ください。
- ② 導入前後の設備の機器確認
 - ◎ 設置場所ごとに既存設備と導入設備の機器の確認し、改修内容を決定してください。
- ③ 各設備の稼働状況
 - ◎ 設置場所ごとに稼働状況（冷房期間、暖房期間、月運転日数、1日の運転時間等）をご教示ください。



省エネ計算のために、上記3点のご準備をお願いします。

■ 補助金活用時の注意事項

- ① 各補助事業には予算額が決められており、必ず採択され補助金が支払われるわけではありません。
- ② 工事期間が制約されます。（採択後から12月～1月あたりまで）
- ③ 補助金は事業完了後（工事代金の支払い後）に支払われます。
- ④ 事業完了後、1～3年間の事業報告義務があります。
- ⑤ 補助事業で取得した設備を、法定耐用年数の期間内に処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保など）する場合は、執行団体の承認が必要です。

※上記の内容については補助事業により異なります。

補助事業を活用する設備改修をご検討の場合は、営業担当までご相談ください。
また、令和4年度の公募が開始され次第、★マークの各補助事業の詳細について、別途専用のステップアップNEWSを発行いたします。